

令和三年二月十九日受領
答弁第三一九号

内閣衆質二〇四第三九号

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員松原仁君提出中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問に対する答弁書

一について

我が国としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念している。

二及び三について

お尋ねの「働きかけ」及び「措置」については、例えば、令和元年十二月に安倍晋三内閣総理大臣（当時）から習近平中華人民共和国主席に対し、また、令和二年十一月に茂木敏充外務大臣から王毅中華人民共和国國務委員に対し、我が国としては、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重及び法の支配が中国においても保障されることが重要であると考えている旨を伝達した上で、国際社会からの関心が高まっている新疆ウイグル自治区の人権状況について、中国政府が透明性のある説明をするよう働きかけたところである。

引き続き、ハイレベルの意思疎通を含む様々な機会に我が国の考えを中国政府に伝達するとともに、米
国を含む関係国と共に、中国政府に対して具体的な行動を強く求めてまいりたい。

四について

金融庁においては、同庁作成の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、金融機関による国内外の制裁に係る法規制等の遵守の観点から、金融機関に対して、顧客の氏名等と関係当局による制裁リストとを照合する等の同ガイドラインで明確化された必要な措置の実施を求めているところである。